

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会への諮問方法について

平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ

改定 令和7年3月21日付け全検察審査会申合せ

平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会について」（以下「委員会申合せ」という。）により設置された標記の委員会に諮問する方法について、下記のとおり申し合わせる。

記

1 諮問は、苦情の申出の内容を記載した諮問書（別紙様式第1～第4）に、次に掲げる諮問の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付して行うものとする。

(1) 平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「情報公開申合せ」という。）記第10の4の定めによる諮問（別紙様式第1の諮問書）

ア 検察審査会行政文書の開示の申出書の写し

イ 検察審査会行政文書の開示に係る通知書の写し

ウ 苦情の申出書の写し

エ 検察審査会行政文書の開示に係る通知を発したことについての諮問をする検察審査会（以下「諮問庁」という。）の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）並びに情報公開申合せ記第8の1及び記第10の7の意見が提出されているときの当該意見書の写し

(2) 平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いについて」（以下「保有個人情報申合せ」という。）記第7の2の定めにより情報公開申合せ記第10の4の定めに基づいて行う諮問のうち、保有個人情報の開示に係る判断についての諮問

(別紙様式第2の諮問書)

ア 保有個人情報の開示の申出書の写し

イ 保有個人情報の開示に係る通知書の写し

ウ 苦情の申出書の写し

エ 保有個人情報の開示に係る通知を発したことについての諮問庁の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）並びに保有個人情報申合せ記第4の7の(1)及び記第7の2の定めにより情報公開申合せ記第10の7の定めに基づいて意見が提出されているときの当該意見書の写し

(3) 保有個人情報申合せ記第7の2の定めにより情報公開申合せ記第10の4の定めに基づいて行う諮問のうち、保有個人情報の訂正に係る判断についての諮問（別紙様式第3の諮問書）

ア 保有個人情報の訂正の申出書の写し

イ 保有個人情報の訂正に係る通知書の写し

ウ 苦情の申出書の写し

エ 保有個人情報の訂正に係る通知を発したことについての諮問庁の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）

(4) 保有個人情報申合せ記第7の2の定めにより情報公開申合せ記第10の4の定めに基づいて行う諮問のうち、保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に係る判断についての諮問（別紙様式第4の諮問書）

ア 保有個人情報の利用停止の申出書の写し

イ 保有個人情報の利用停止に係る通知書の写し

ウ 苦情の申出書の写し

エ 保有個人情報の利用停止に係る通知を発したことについての諮問庁の考

え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）

- 2 諮問庁は、諮問に際し、検察審査会行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報がその取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、委員会に対し、その旨を申し出るものとする。

付 記

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

付 記（令和7年3月21日付け全検察審査会申合せ）

この申合せは、令和7年4月1日から実施する。